

農地転用について

農地の転用とは、「農地を農地以外のものにすること」をいいます。農地の転用をしようとする場合には、必ずその行為を行う前に知事の許可を受けるか、農業委員会への届出をしなければなりません。

農地の所有者自らが転用を行う場合は、農地法第4条の許可、農地の権利移転や賃借権等の設定を伴う場合は、農地法第5条の許可が必要です。

また、転用する農地の所在地が、市街化調整区域内か市街化区域内かで手続きが異なります。

○市街化調整区域内の農地を転用したいとき（知事許可）

まず、農業委員会での議決を得て知事に意見書を提出し、知事が農業会議に諮問し、意見を聞いたうえで許可することになります。

なお、許可申請は、農地法の転用許可基準に適合し、かつ、関係法令（開発関係等）とも整合していなくてはなりません。

なお、転用する農地が、4haを超える場合は、農林水産大臣の許可となります。

2haを超える場合は、農林水産大臣への協議が必要です。

○市街化区域内の農地を転用したいとき（農業委員会届出）

書類審査などにより問題のない場合は、会長が専決処分し、後日、委員会に報告されます。しかし、現に紛争が生じている場合等は、委員会で審議し、処理を行います。

農地の無断転用をやめよう

農地を農地以外（住宅地・資材置場・駐車場等）の用途に転用するときは、農業委員会に許可申請書又は届出書を提出して許可又は受理通知書の交付を受けてから工事に着手してください。

農地法では、優良農地を守るために、農地の転用について許可書又は受理通知書の交付を受取ることが義務付けられています。

この交付を受けずに行った場合は、農地法違反となり罰則等処分の対象となります。なお、農地を転用する場合は前もって地元農業委員あるいは農業委員会事務局へご相談ください。

農地を無断で転用した場合、または転用許可に係る事業計画どおりに転用を行っていない場合は、府知事から工事中止や原状回復等の命令が出される場合

があります。また、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる場合もあります。